



県章

滋賀県公報

平成19年(2007年)
8月28日
号外(2)
火曜日

毎週月・水・金曜3回発行

目次

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告 1

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成18年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年8月28日

滋賀県監査委員	青木愛子
"	中沢啓子
"	柊勝次
"	宮村統雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
南部振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成19年5月29日・5月30日・7月31日 平成19年7月6日
南部振興局甲賀県事務所 (総務出納課・税務課・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成19年5月22日・5月23日・7月31日 平成19年7月18日
東近江地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成19年5月18日・5月21日・7月31日 平成19年7月5日
湖東地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成19年6月15日・6月18日・7月31日 平成19年7月2日
湖北地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (長浜建設管理部) (木之本建設管理部)	平成19年5月24日・5月25日・7月31日 平成19年7月17日 平成19年6月29日
高島県事務所 (総務出納課・税務課・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成19年6月7日・6月20日・7月31日 平成19年7月12日
東京事務所	平成19年6月1日

大津県税事務所	平成19年6月26日・7月31日
自動車税事務所	平成19年6月26日・7月31日
大津健康福祉センター	平成19年6月26日・7月31日
大津土木事務所	平成19年7月3日

(注) 平成19年7月31日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

南部振興局

- (1)生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成19年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ220,700円増加し、272,700円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(甲賀県事務所地域健康福祉部)
- (2)河湖占用料において、平成19年4月末日現在、117,000円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。(建設管理部)

湖北地域振興局

- 河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成19年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ501,911円増加し、1,164,100円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(長浜建設管理部)

高島県事務所

- 生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成19年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ671,490円増加し、2,499,160円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(地域健康福祉部)

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係 (16件)

- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(東近江地域振興局(税務課、建設管理部)、湖東地域振興局(税務課、地域健康福祉部)、湖北地域振興局(税務課)、高島県事務所(建設管理部))
- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの
(南部振興局(税務課、地域健康福祉部、甲賀県事務所税務課)、湖東地域振興局(建設管理部)、湖北地域振興局(地域健康福祉部、長浜建設管理部)、高島県事務所(税務課)、大津県税事務所、自動車税事務所、大津土木事務所)

(イ) 支出関係 (7件)

- ・支払の時期が遅延しているもの
(湖北地域振興局(地域健康福祉部))
- ・補助金等に係る手続が適正でないもの
(東近江地域振興局(森林整備課)、湖東地域振興局(森林整備課))
- ・補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの
(南部振興局(地域健康福祉部))
- ・諸手当の支給を誤っているもの
(南部振興局(甲賀県事務所総務出納課)、東近江地域振興局(総務出納課))
- ・旅費の支給を誤っているもの
(南部振興局(甲賀県事務所総務出納課))

(ウ) 契約関係 (3件)

- ・設計変更の手続きが適切でないもの
(湖北地域振興局(田園振興課、長浜建設管理部)、大津土木事務所)

(エ) 財産関係 (8件)

・交通事故等の防止を求めたもの

(南部振興局(地域振興課、甲賀県事務所地域健康福祉部、甲賀県事務所建設管理部)、高島県事務所(農産普及課、建設管理部)、大津県税事務所、大津土木事務所)

・その他財産の適切な管理を求めたもの

(東近江地域振興局(田園振興第一課))

(3)上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成19年5月18日から7月18日までおよび7月31日に実施した10機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1)税務職員の人材育成について(各振興局等税務課、大津県税事務所、自動車税事務所)

平成18年度末の県税収入未済額が3,521,668千円(徴収猶予を除く)の多額に上っている中、三位一体の改革による所得税から住民税への税源移譲に伴い、今後、収入未済額の増加が懸念されるところであり、極めて厳しい県の財政状況の中、収支確保は喫緊の課題である。

このため、市町との連携のもと、徴収水準の維持、向上を図るために、徴収事務に携わる経験豊富な職員の専門的知識や経験が継承されるよう、職場におけるOJTの実施などにより、中堅や若手職員の人材育成に一層努められたい。

(2)琵琶湖森林づくり基本計画の推進について(各振興局等森林整備課(環境森林整備課))

琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下、公益的機能が高度に發揮されるような森林づくりのための施策を推進し、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、施策に必要な経費の一部を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税を平成18年4月から導入し、県民に新たな負担を求めたところである。

この税をきっかけに、各地域で実施されている琵琶湖森林づくり事業の内容および成果等について、県民にわかりやすく説明することにより、森林の大切さへの理解と関心をこれまで以上に深めていただき、今後県民が様々な立場で主体的に森林づくりに参画していく中で、琵琶湖森林づくり基本計画に基づく施策がより一層円滑に推進されるよう努められたい。

